

京都市訓令甲第 21 号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長、上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 4 条第 1 項表以外の部分中「別表第 1 局長の項、庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項、工事担当部の部長並びに工事担当室の室長及び部長の項」を「別表第 1 局長及び担当局長（環境政策局業務改善担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）の項、局の庶務を担当する部長及び室長の項、工事を担当する部長及び室長の項」に、「庶務担当課の課長の項、工事担当課の課長及び工事担当室の工事を担当する担当課長の項及び課長、庶務を担当する副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項」を「局の庶務を担当する課長の項、工事を担当する課長及び担当課長の項及び課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項」に改め、同項の表を次のように改める。

局長及び担当局長（環境政策局業務改善担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）	上下水道局長
局の庶務を担当する部長及び室長	総務部長
工事を担当する部長及び室長	
部長及び室長	
局の庶務を担当する課長	経理課長
工事を担当する課長及び担当課長	地域事業課長、北部特環担当課長及び京北分室担当課長
課長、副室長並びに課を置かない室の	

庶務を担当する課長及び担当課長

第7条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

別表第2上下水道局長の項第1号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）」に改め、同項第3号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

別表第2総務部長の項第1号及び第2号並びに用度課長の項第1号及び第2号中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)